

令和6年度環境再生事業等の理解醸成等に関する情報発信業務仕様書

1. 業務の目的

平成23年3月11日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させるため、同年8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が成立し、平成24年1月1日に施行された。

本業務では、本特措法及び関連する法令等に基づく取組（福島県をはじめとする関係各県で実施されている除染や特定廃棄物の処理等の事業等。以下、「環境再生事業等」という。）の実施に当たって、その取組に係る計画や環境再生事業等の進捗について、最新かつ正確な情報を解り易く適切な方法により周知することを通じて、環境再生事業等を円滑に実施するための国民の理解を得るとともに、除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成や原子力災害による風評被害の払拭に努めることを目的とする。

2. 業務の内容

業務の目的を達成するため、環境再生事業等を取りまく社会情勢を踏まえ、環境再生事業等の理解醸成に関する取組を企画し、実施することとする。

業務の実施に当たっては、環境再生事業等と風評被害の払拭に資する施策を一体として広報することに留意し、特に、次のことについては重点的に取り組むこと。

- ・除去土壌の再生利用・福島県外最終処分等に対する全国的な理解醸成を図ること
- ・日本国内のみならず、風評払拭のため海外に向けた情報発信を実施すること

具体的な業務については、以下の「1）環境再生事業等における理解醸成に向けた取組」、これに応じた適切な啓発・普及方法に関する企画を検討し、柔軟に実施するものとする。

また、これらの業務の実施に当たっては、以下の「2）業務の企画・実施の留意事項」を満たすこと。

1) 環境再生事業等における理解醸成に向けた取組

(1) メディア等を活用した広告等の実施

費用対効果等に留意して適切な媒体による広告の掲載を企画し、環境省担当官と協議の上、必要な調整を実施し、広告掲載を行うものとする。特に、福島県の風評払拭や環境再生事業の理解に繋がる広告においては、福島県内外に対して、新聞広告、デジタル広告、Web広告、ポスター掲示等により、年12回程度、効果的な時期・場所に、広告掲載を実施すること。

また、学生など次世代に影響力のあるYouTubeやInstagram等のSNSにおけるインフルエンサーとタイアップした情報発信を行うこと。情報発信に当たっては、タイアップするインフルエンサーに対し環境再生事業について適切な情報提供の場を設けるほか、環境再生事業の関心を高めるために、環境再生事業等の現場への現地視察の内

容を盛り込むこと。撮影地の下見や本番撮影等の出張に当たっては、環境省担当官と協議の上実施すること。

定期的な業務の進捗報告や広告掲載においては、主に環境再生事業等の正しい理解を目的として、効果的な時期を逃さないよう、環境省担当官と協議・調整の上、実施するものとする。また、事業の節目（事業の開始時、完了時、数値的なマイルストーン達成時など）において実施する広告掲載は、環境省が実施する報道発表を補完するものとする。

福島県内に対しては、環境再生事業に対する理解や復興への参画促進へつなげるため、福島県外に対しては、福島の復興の姿を発信することによる福島県に対する風評払拭につなげるため、令和5年度に実施した「第2回 FUKUSHIMA NEXT」の環境大臣賞及び福島県知事賞の受賞者（2件程度）に対し、適切なタイミングで取材を実施し、広告の制作、展開を実施すること。実施にあたっては新聞広告やデジタル広告、ポスターの掲示等を実施すること。

なお、広告掲載に当たっては、環境省担当官と協議の上で取材を行うほか、事前に広告媒体や取材先等に関するデータの分析・調査等を実施し、適切な方法を採用すること。

（2）国際向けの広報の実施

環境再生事業等に関連する国際会議等での活用を想定し、福島に対する風評払拭を図るため、除去土壌の再生利用に関する国際原子力機関（IAEA）専門家会合で得られた内容を盛り込んだ海外向けの動画（10分程度）、パンフレット、パネル等、国際会議での出展においても使用可能な広報ツール等の海外向けの広報素材を製作するとともに、国内向けに作成された広報素材についても必要に応じて英訳等を行うこと。

特に、令和6年11月から12月に開催予定の第29回気候変動枠組条約締約国会議（アゼルバイジャン/バクー）においては、原子力災害からの環境再生の取組が着実に行われていることを国際社会に発信する場として捉え、重点的に取り組むこととし、ジャパン・パビリオンでの出展を想定し、作成した上述ツール等を使用して出展の実施に当たり運営を補助すること（7泊9日を想定）。

（3）広報素材の作成

現状の環境再生事業等の理解醸成に資する広報素材・Webサイト等の制作状況を踏まえた上で、今後必要となる広報素材を分析し、環境省担当官と協議の上、最新かつ正確な情報をわかりやすく適正な方法により周知できる画像・映像資料、配布物等の制作・更新を行う。特に、以下の①～④についての資料を制作すること。

①除去土壌の再生利用・県外最終処分等に関する情報

令和5年度以前より作成している除去土壌の再生利用・県外最終処分等に関するパネル等の広報素材の更新・印刷や、イベント実施に応じてパネル・パンフレット等の広報素材の新規作成・印刷を行い、適切に保管すること。また、環境省担当官の指定する場所に、必要なパネル等の広報素材の展示物の配送を実施すること。

②特定廃棄物に関する情報

特定廃棄物の埋立処分の進捗状況を踏まえ、特定廃棄物埋立処分事業、クリーンセンターふたば、有害鳥獣軟化処理設備のパンフレットの更新・印刷を行うこと。更新したパンフレットの電子データは、環境省担当官の指示に基づき可能な限り速やかに「4. 成果物」の記載事項に従って、提出すること。仕様についてはそれぞれ以下を想定している。

パンフレット	クリーンセンターふたば	特定廃棄物埋立処分事業（日本語・英語版）	有害鳥獣軟化処理設備
サイズ	A 4	A 4	A 4
ページ数	10 頁程度	30 頁程度	4 頁程度
部数	1,100 部	200 部	250 部
紙の種類、品質	紙種コート紙/ サイズ菊判/ 斤量 76.5kg	紙種コート紙/ サイズ菊判/ 斤量 76.5kg	紙種コート紙/ サイズ菊判/ 斤量 76.5kg
印刷の色	カラー	カラー	カラー
綴じ方	綴じなし(スクラム製本)	中綴じ	綴じなし(スクラム製本)
印刷面	両面	両面	両面
印刷方法	オフセット	オフセット	オフセット
印刷原稿の提供方法	PDF ファイル形式	PDF ファイル形式	PDF ファイル形式

③リプルンふくしまに関する情報・展示物

特定廃棄物の埋立処分の進捗状況を踏まえ、リプルンふくしまの展示物の改修（英語版タブレットの解説内容更新等）を行うこと。更新した展示物等の電子データは、環境省担当官の指示に基づき可能な限り速やかに「4. 成果物」の記載事項に従って、提出すること。

④ 放射性物質汚染廃棄物等処理に関する情報

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災に起因する原子力発電所の事故から 10 年以上が経過していることを受け、「令和 5 年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」で整理した内容を踏まえ、放射性物質汚染廃棄物等処理に関する事業記録（A 4 版 300 頁程度）の作成・更新を行うこと。なお、事業記録の電子データは、環境省担当官の指示に基づき可能な限り速やかに「4. 成果物」の記載事項に従って、提出すること。

2) 業務の企画・実施の留意事項

(1) 業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解しつつ、

情報の受け手の情報ニーズを把握・分析して、そのニーズに合致し、情報の受け手の目線で分かりやすく提供することを旨として、そのための体制を整備すること。この際、情報の受け手については、一般国民、関係自治体の首長、周辺の住民等、様々な対象毎に分けて検討すること。

- (2) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、広告掲載のデータ分析・調査等の結果を踏まえ、改善を提案し必要に応じて実施すること。
- (3) 啓発普及・情報提供の内容・方法について、個別の内容・方法を有機的に連携させ、相互に活用して効果及び効率の向上を図るとともに、メディア別の特質を相互に補完すること。
- (4) 啓発・普及・情報提供の内容の総体及び細部について、環境省及び政府全体の施策等との一貫性を持たせるよう常に配慮し、内容等の更新・充実に反映するとともに、環境省が実施している他の業務との連携を図ること。
- (5) 環境省担当官からの要請に応じて、迅速に資料の作成等を行うことができる体制を整えること。また、本業務に関する担当者を環境省担当官が指示する場所に出頭させる等、環境省担当官との連絡調整業務を行うことができる体制を整えること。
- (6) 業務実施に当たっては、環境省担当官と協議の上、実行すること。

3. 業務実施期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）

4. 成果物

紙媒体：報告書 6部（A4版、200頁程度、くるみ製本）

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 2枚

報告書等（業務上発生するパンフレット・冊子等の印刷物を含む。）及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付
福島再生・未来志向プロジェクト推進室

提出期限：令和7年3月31日（月）

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使

しないものとする。

- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「令和3年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「令和3年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」、「令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」及び「令和5年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

連絡先：環境省環境再生・資源循環局環境再生事業担当参事官付

福島再生・未来志向プロジェクト推進室（TEL：03-3581-2788）

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令英訳プロジェクトの標準対訳辞書 (<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' 」」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010(バージョン 14)」以降で作成したもの）

- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。